

第 10 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和 8 年 8 月 10 日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1 番	近藤 修	出	2 番	石原 昭彦	出	3 番	中村 進也	出
4 番	伊藤 恵子	出	5 番	瀬木 光	出	6 番	二之湯和彦	出
7 番	小寺 俊行	出	8 番	小林 政則	出	9 番	美濃部孝司	出
10 番	中西 康弘	出	11 番	岡田 康平	出	12 番	片岡 節男	出
13 番	伊藤 清徳	出	14 番	服部 清徳	出	15 番	中村 正治	出

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 9 時 50 分

1 開会の辞 事務局長(小高秀之)	それでは只今から第 10 回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
2 会長挨拶 会長(瀬木 光)	いなべ市農業委員会総会規則第 5 条に基づき、私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。
3 開会の宣言 議長(瀬木 光)	只今の出席委員は 15 名でございます。定足数に達しておりますので、第 10 回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第 1) 議長	それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第 1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、3 番議席中村進也委員と、4 番議席伊藤恵子委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いします。
(日程第 2) 議長	それでは、報告第 15 号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	日程第 2 報告第 15 号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第 6 条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第 2 条第 3 項各号に掲げる要件を満たしていたの

	で報告する。令和 8 年 8 月 10 日提出 いなべ市農業委員会 長 瀬木 光 管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第 6 条により毎事業年度 3 か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第 2 条第 3 項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。 今回の法人 2 団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。 議長 事務局の説明は終わりました。 これらの報告事項について質問等がありましたらお願いします。 他に質問がなければ次に進みます。 (日程第 3) 議長 続きまして、議案第 49 号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 事務局 日程第 3 議案第 49 号 農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について 次のとおり、いなべ市長が農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、いなべ市農業振興地域整備計画を変更しようとするので、同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項に基づき意見を求める。令和 8 年 8 月 10 日提出 いなべ市農業委員会 長 瀬木 光 令和 8 年 7 月 31 日付で、いなべ市長から「いなべ市農業振興地域整備計画及び地域計画」の一部を変更しようとするため、農業委員会長に対して意見を求めてきております。 市が農業上の利用を図る優良農地を農用地区域として、農業振興地域整備計画で定めています。このため、農用地区域内の農地は原則転用が認められません。 農地転用するためには、農地法に基づく農地転用許可に先立ち、
--	--

	農用地区域からの除外が必要となります。その除外にあたっては、農業委員会の意見を聴いて市が決定することとなっております。 また、当該土地は 10 年後の地域農業の設計図として、地域計画が定められています。このため、地域計画図を変更する必要がある、その変更にあたっては、農業委員会の意見を聴いて市が決定することとなっております。 なお、土地の転用行為は、この手続だけで可能となるわけではなく、この除外手続の後、改めて農地法による転用申請を行う必要があります。 今回の変更事項は、農用地除外 1 件、1 筆、面積 757 m²です。 < 1 番案件 > の申請地は、大安町門前地内の田です。除外後農地区区分は、3 種農地です。 転用計画としては、大安町門前の [] が、大安町門前の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、757 m² を駐車場用地へ転用したい旨の計画です。 [] の駐車場を目的として申請がありました。今回の申請内容は、農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすおそれがないことを確認しております。 以上 1 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明は終わりました。 農業振興地域整備計画の変更については、1 月と 7 月年 2 回の審議になります。 この案件につきましては、8 月 3 日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。
現地調査委員	議案第 49 号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」1 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
議長	ありがとうございました。 この計画変更につきまして、質問等ありましたらお願いいたします。

石原昭彦委員	農用地除外をしてから転用許可を得るまでに１年くらいかかると思いますが、その間、その農地の耕作はしていてもいいのでしょうか。
事務局	今回は農振法の除外をするだけで、農地法の転用許可が出るまでは耕作されていても構いません。
議長	他に特に無いようですので、これより議案第 49 号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を採決いたします。 本計画変更について、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって、本計画変更について本委員会の意見は「なし」と決定しました。
(日程第 4) 議長	続きまして、議案第 50 号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	日程第 4 議案第 50 号 農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について 次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により、促進計画が提出されたので意見を求める。令和 8 年 8 月 10 日提出 いなべ市農業委員会 会長 瀬木 光 中間管理機構が農用地利用集積計画を定めるときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項により、農業委員会の意見を求めることとなっております。 通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。 議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。 総筆数は 18 筆、総面積は 18,290.00 ㎡です。

	議長 議案第 50 号は農地集積を目的とし、賃貸借、使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。 内容について、何か質問等がありましたらお願いいたします。 特にないようですので、採決に入ります。 議案第 50 号「農用地利用集積等計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」について採決いたします。 本計画について、設定するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。
(日程第 5)	議長 続きまして、議案第 51 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局 日程第 5 議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和 8 年 8 月 10 日提出 いなべ市農業委員会長 瀬木 光 今回の 3 条所有権移転の申請は、9 件、14 筆、面積 6,471.00 m²です。 ＜26 番案件＞の申請地は、大安町大井田地内の田です。 譲受人である大安町大井田の [] が、愛知県大府市の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、695 m²を売買により譲り受ける申請です。 ＜27 番案件＞の申請地は、北勢町阿下喜地内の田です。 譲受人である北勢町阿下喜の [] が、北勢町阿下喜の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、304 m²を売買により譲り受ける申請です。 ＜28 番案件＞の申請地は、員弁町畑新田地内の田です。 譲受人である員弁町畑新田の [] が四日市市の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、549 m²を売

	買により譲り受ける申請です。 <29 番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。 譲受人である北勢町其原の[]が、北勢町其原の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、218 m²を贈与により譲り受ける申請です。 <30 番案件>の申請地は、北勢町麻生田及び其原地内の田です。 譲受人である北勢町其原の[]が、桑名市の[]が所有する議案書に記載の 2 筆、2,879 m²を売買により譲り受ける申請です。 <31 番案件>の申請地は、藤原町上之山田地内の畑です。 譲受人である東京都世田谷区の[]が、津市の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、405 m²を贈与により譲り受ける申請です。 譲受人は遠方に居住していますが、隣接家屋に転入予定です。 <32 番案件>の申請地は、北勢町南中津原地内の畑です。 譲受人である北勢町南中津原の[]が、桑名市の[]が所有する議案書に記載の 3 筆、518 m²を贈与により譲り受ける申請です。 <33 番案件>の申請地は、大安町大井田地内の畑です。 譲受人である大安町大井田の[]が、大安町大井田の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、100 m²を売買により譲り受ける申請です。 <34 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の登記地目田、現況地目畑です。 譲受人である北勢町阿下喜の[]が、北勢町阿下喜の[]が所有する議案書に記載の 3 筆、803 m²を売買により譲り受ける申請です。 以上所有権 9 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。
中村正治委員	3 条申請で鋤一本のみ所有している、とかでも申請できてしま

		うのでしょうか。
	事務局	3 条申請書に、機械をどれだけ所持しているか記載する欄がありますので、申請地の面積に見合った機械の所持を審査した上で議案に上程しています。
	議長	他に特に無いようですので、採決を行いたいと思います。 議案第 51 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。
(日程第 6) (日程第 7)	議長	続きまして、議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 53 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第 6 議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 8 年 8 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 瀬木 光 今回の申請は、6 件、12 筆で 5,213.00 m ² です。 <21 番案件>の申請地は北勢町大辻新田地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。 転用計画としては、員弁郡東員町の [] が北勢町平野新田の [] が所有する議案書に記載の 2 筆、991.00 m ² を工場用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は盛土最大約 60cm、切土は無しです。周囲にはコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透及び既設の道路側溝へ放流します。

<22 番案件>の申請地は、大安町丹生川久下地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、京都市の[]が愛知県稲沢市の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、1,443.00 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透及び既設水路に放流します。
<23 番案件>の申請地は北勢町阿下喜地内の登記地目田、現況地目畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、北勢町阿下喜の[]が北勢町阿下喜の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、293.00 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。法面にはブロック積を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は宅内の雨水浸透枡で処理します。

<24 番案件>の申請地は藤原町日内地内の田畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、広島市の[]が四日市市の[]が所有する議案書に記載の 6 筆、1,171.00 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透及び既設水路に放流します。

<25 番案件>の申請地は北勢町阿下喜地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が名古屋市の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、732.00 m²を共同住宅用地へ転用したい旨の計画です。

共同住宅 2 棟を建築します。土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはコンクリートブロック積及びアルミフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は集水枡より集水後、道路対面の側溝へ放流します。

<26 番案件>の申請地は大安町門前地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、四日市市の■■■■が三重郡川越町の■■■■が所有する議案書に記載の 1 筆、583.00 m²を個人住宅兼事務所用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはコンクリートブロック積及びアルミフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透及び南側道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第 7 議案第 53 号

農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 8 年 8 月 10 日提出 いなべ市農業委員会長 瀬木 光

今回の 5 条使用貸借権の申請は、1 件、1 筆、面積 456.00 m²です。

<10 番案件>の申請地は、藤原町山口地内の登記地目田、現況地目畑です。農地区分は、1 種農地です。1 種農地ですが、転用許可条件である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

転用計画としては、藤原町山口の■■■■が藤原町山口の■■■■が所有する議案書に記載の 1 筆、456.00 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は約 60cm の盛土を行い、切土は無しです。周囲にはコンクリートブロック積等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は浸透枳にて処理します。

以上 5 条所有権移転 6 件、使用貸借権設定 1 件の計 7 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく願いいた

		します。
	議長	事務局の説明は終わりました。 これらの案件につきまして、8月3日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。
	現地調査委員	議案第52号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」6件、議案第53号「農地法第5条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
	議長	ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。 特に無いようですので、議案第52号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。 続いて、議案第53号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。
(日程第8)	議長	続きまして、議案第54号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第8 議案第54号

非農地証明願承認について（委員会処分）

次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和
8年8月10日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光

今回の申請は13件、57筆、11,222.96㎡です。

<15番案件>の申請地は、北勢町西貝野地内の台帳地目、畑で
す。

願出者は北勢町西貝野の[]で、平成17年以前から工場
用地に転用し、現在に至っております。

<16番案件>の申請地は、大安町門前地内の台帳地目、畑で
す。

願出者は名古屋市の[]で、昭和38年頃から宅地に転
用し、現在に至っております。

<17番案件>の申請地は、大安町門前地内の台帳地目、畑で
す。

願出者は名古屋市の[]で、昭和38年頃から宅地に転
用し、現在に至っております。

<18番案件>の申請地は、藤原町石川地内の台帳地目、畑で
す。

願出者は藤原町東禅寺の[]で、昭和60年以前から山
林に転用し、現在に至っております。

<19番案件>の申請地は、藤原町鼎地内の台帳地目、畑です。

願出者は藤原町鼎の[]で、1250番は昭和61年以前
から、1252番は平成9年から宅地に転用し、現在に至っており
ます。

<20番案件>の申請地は、藤原町川合地内の台帳地目、畑で
す。

願出者は藤原町川合の[]で、平成8年以前から駐車場
に転用し、現在に至っております。

<21番案件>の申請地は、大安町門前地内の台帳地目、田畑で
す。

願出者は大安町門前の[]で、昭和62年から宅地に転
用し、現在に至っております。

<22番案件>の申請地は、員弁町大泉及び東一色地内の台帳地
目、田畑です。

願出者は桑名市の[]で、平成11年以前から養漁池、現在
は資材置場に転用し、現在に至っております。

	<23 番案件>の申請地は、藤原町上之山田地内の台帳地目、畑です。 願出者は津市の■■■■で、昭和 48 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 <24 番案件>の申請地は、大安町丹生川中地内の台帳地目、畑です。 願出者は大安町丹生川中の■■■■で、平成 18 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 <25 番案件>の申請地は、大安町丹生川久下地内の台帳地目、畑です。 願出者は大安町丹生川久下の■■■■で、平成 7 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 <26 番案件>の申請地は、北勢町別名地内の台帳地目、田畑です。 願出者は北勢町別名の■■■■で、昭和 30 年から宅地に転用し、現在に至っております。 <27 番案件>の申請地は、員弁町笠田新田地内の台帳地目、田です。 願出者は員弁町笠田新田の■■■■で、昭和 51 年頃から駐車場に転用し、現在に至っております。 以上 13 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願いします。 議長 事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。 他に特に無いようですので、議案第 54 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しまし
--	---

5 その他	議長	た。 議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。
	事務局	今回お配りいたしましたご案内ですが、三重県農業会議主催の農業委員等研修会がございます。昨年もご参加いただきましたが、今年も10月16日に開催されます。会場は昨年と同様です。出欠の確認を取らせていただきますので、10月2日までにご連絡をお願いいたします。
	議長	次回は、9月3日午前9時から現地調査です。 4番伊藤恵子委員と6番二之湯和彦委員は出席をお願いします。 次回委員会は、9月10日となりますのでよろしくお願いします。 会場は、本庁舎2階庁議室となります。
6 閉会の宣言	議長	それでは、これもちまして第10回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございました。
【午前9時50分閉会】		

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 瀬木 光

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____